

築上町議会における議案書等の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、築上町議会基本条例（平成28年12月21日から施行）第2条において、「公正性・透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会運営を目指すこと。」と規定していることから、資料の公開に必要な事項を定めるものとする。

(公開する資料)

第2条 公開する資料は、次のとおりとする。

- (1) 一般質問通告書
- (2) 議案書及び議案等概要調書
(予算、決算、個人情報を含む案件等を含まない。)
- (3) 議案審議に関する説明資料
(予算、決算、個人情報を含む案件等を含まない。)

(公開の方法)

第3条 一般質問通告書及び議案書並びに議案審議に関する説明資料（以下「議案書等」という。）は閲覧によるものとする。ただし、一般質問通告書は傍聴人に配布する。

2 一般質問通告書は、議会ホームページで公開する。

(公開の時期)

第4条 公開の時期については、議案書等が議員に配布された翌日から議会開会日の前日までとする。

2 一般質問通告書は、通告締め切り日の翌日以降に議会ホームページで公開する。

(閲覧等手続き)

第5条 一般質問通告書及び議案書等を閲覧するときは、議会事務局に申し出て、自己の住所、氏名を様式第1号「議案書等閲覧申請書」に記入し、議長に提出しなければならない。

(閲覧場所)

第6条 閲覧の場所は、議長が指定した場所とする。

(その他)

第7条 その他閲覧に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。